

農業委員会総会議事録

第8回農業委員会

1. 開会日時 平成25年11月21日(木) 午前 9時30分
2. 閉会日時 平成25年11月21日(木) 午前10時00分
3. 場 所 豊山町役場 2階 会議室1

4. 出席者

委員(全14人中14人出席)

出席者	1番	河村	活敏	8番	尾野	正幸
	2番	丹羽	求	9番	小出	巖
	3番	石黒	茂雄	10番	井上	巖
	4番	戸田	正光	11番	坪井	利光
	5番	大口	司郎	12番	河村	初男
	6番	岡島	利孝	13番	安藤	茂市
	7番	安藤	丁士	14番	秋田	洋實

事務局 3名

事務局長	蟹江	建設課長
事務局員	松井	主査
	霜越	主事

5. 会議日程

- ① 開 会
- ② 会長挨拶
- ③ 議事録署名者選出
- ④ 議案
(1) 農地法第3条許可申請について
- ⑤ 報告事項

(1) 農地法第4条届出受理状況について

(2) 農地法第5条届出受理状況について

⑥ 依頼事項

(1) 農業委員会委員選挙人名簿について

6. 配布資料

①資料1 農地法第3条関係(許可)

②資料2 農地法第4条関係(届出)

③資料3 農地法第5条関係(届出)

④別紙 農地法第3条調査書

⑤農業委員選挙人名簿登録申請書について(案)

⑥農業委員選挙人名簿調整スケジュール(裏面が法律の抜粋)

⑦あなたも農業委員になりませんか(チラシ)

7. 議事内容

【開会】

事務局長

本日は、お忙しい中、農業委員会にご参集していただきまして、ありがとうございます。

定刻より5分早いですが、只今より平成25年度第8回豊山町農業委員会総会を開催いたします。よろしく願いいたします。

資料は事前に郵送したもののほかに「農地法第3条調査書」「農業委員会委員選挙人名簿登録申請書について(案)」という依頼文と「農業委員選挙人名簿調整スケジュール(裏面が法律の抜粋)」「あなたも農業委員になりませんか(チラシ)」という資料、最後に「農業委員手帳」を配布させていただいております。ご確認ください。

よろしいでしょうか。それでは始めに、会長よりごあいさつ申し上げます。

【あいさつ】

安藤会長

おはようございます。朝方は降っていなかったようですが、先ほどちょっとしぶちがするのでございます。ほんの数日前まで暑い暑いと言っていましたが、身に応えるような寒い時期になってきました。なお、農業をとりまく状況は、今国会で審議されているところではあります。農地の集積ということで中間管理機構だとか大変長い文言が並んでおりますが、いずれ農業委員会において集積の命題がおりてくると思います。これに関しては、町としてどのような方針を立てられるかどうかというところから出発すると思いますが、町のほうからは何も聞いておりません。ただ国の方では、集積に関する、簡単に言いましたけど、法律の名前は長たらしい名前です。覚えきれないような長い名前が出ております。農業委員の仕事としては、我々任期が来年7月まででありますので7月までに全部仕事がおろるか疑問ですが、今国会あるいは通常国会には法案が提出されるようでございますので、だいたい農林水産省では骨子が決まったので間もなくそういう時期がくると思います。時期がきましたらまた委員の皆様方には一段とお骨折りをおかけすることになると思います。どうぞよろしく申し上げます。このような状況の中で、できるだけ都市近郊農業として存続できるようないい方向へ導いていきたいと思っておりますのでよろしくお願い致します。

【出席人数確認】

安藤会長

本日全員出席でございます。よって、ただ今より総会を開催いたします。

【議事録署名者指名】

安藤会長

本日議事録署名員でございますが12番河村初男委員と13番の安藤茂市委員を議事録署名者に指名しますのでよろしくお願いいた

します。

安藤会長

それでは只今より議事に入りたいと思います。本日の議案は1件でございます。第3条許可申請でございます。それでは、議案について、事務局から説明を求めます。

事務局員

はい、それでは3条の許可申請について、ご説明します。3条の許可申請は農地を農地として利用する際の権利移動の申請です。市街化区域でも市街化調整区域でも同じ手続きとなります。

【資料1 農地法第3条許可申請朗読】

資料としまして、本日配布しました「農地法第3条調査書」という資料も参考にご確認願います。

許可要件としましては、農地法第3条第2項各号に該当しないこととあります。本日配布しました調査書に要件と本案件についての判断内容等をお示ししております。まず一つ目の要件は、取得後すべての農地を利用することです。保有機械、労働力、技術、地域との関係などをみて問題ないと考えます。次の2項第2号と3号は、本件には適用されません。次の4号は農作業を行う必要な日数について従事することです。これも見込まれるため該当しません。次に農業委員会が定める別段の面積である20アール（2反）を超えていることとありますが取得後の経営耕地面積が約3062アールですので問題ありません。最後は、地域の調和に支障があるかとの内容ですが、申請者は、申請地付近又は幸田や流川など複数個所で同様の経営を長年行っており、これまで支障等がなかったため、問題ないと考えます。このように全ての要件を満たしているものと考えます。さらに11月11日に地区担当の岡島利孝委員が現地を確認し、事務局は11月5日に確認しております。当該農地及び周辺農地の利用状況等を確認しましたが、問題はありませんでした。よって、本議案は許可相当であると考えます。よろしくご審議をお願い

します。

安藤会長

農地法第3条許可申請についての説明が終わりました。
ここで質疑・意見のある方は発言を求めます。

『委員からの発言なし』

安藤会長

質問等ありませんので、議案の農地法第3条許可申請について、
許可することに賛成の方の挙手を求めます。

『全員賛成』

安藤会長

全員賛成により、許可相当と認めます。これで議案については、
終了とします。

【報告事項】

安藤会長

次に報告事項に移ります。農地法4条・5条届出の受理状況について事務局の説明を求めます。

4条届出は、市街化区域内の権利移動を伴わない転用の届出です。

【資料2 農地法第4条届出受理状況朗読】

続いて5条届出です。5条届出は、市街化区域内の権利移動を伴う転用の届出です。

【資料3 農地法第5条届出受理状況朗読】

以上で、4条・5条届出受理状況の説明を終わります。

安藤会長

農地法第4条・第5条の届出受理状況についての報告等が終わりました。

ここで質疑・意見のある方は発言を求めます。

『委員からの発言なし』

安藤会長

質問等ありませんので、報告事項の農地法4条・5条の届出受理状況についての報告を終了いたします。

続いて、その他（1）農業委員会委員選挙人名簿について 事務局から説明を求めます。

事務局

はい、それでは農業委員会選挙人名簿について、ご説明します。本日配布しました資料をご確認ください。

まず、「農業委員会委員選挙人名簿登録申請書について」という各農業委員の方あての事務局からの依頼文（案）をご覧ください。

昨年も農業委員選挙人名簿登載申請書の各農家への配布と回収を依頼しましたが、今年度もお願いしたいと思います。

農業委員会等に関する法律の第10条第1項で、毎年1月1日現在で、農業委員会委員選挙の有権者の申請により選挙資格を調査し、選挙人名簿を調製することとされております。スケジュールの裏面に当該条文を掲載しておきましたので、参考にさせていただきたいと思っております。

実際の選挙人名簿登載申請書の様式の配布と回収については、電算システムのデータ更新が本日の会議に間に合いませんでしたので、12月の初め頃に選挙委員の方々のご自宅にお持ちして、内容のご説明をいたしまして、ご依頼いたしますのでよろしく申し上げます。

最後に農業委員会委員の選挙権は、10アール以上の農地を営営している方とその同居人で60日以上耕作に従事している20歳以

上の方になります。経営主の方は、耕作従事日数の要件はありません。

年末の大変忙しい時期の作業になりますので、大変申し訳ありませんが、よろしくご協力をお願いします。

以上で説明を終わります。

安藤会長

その他の説明が終わりました。

ここで質疑・意見のある方は発言を求めます。

事務局これは判子を貰ってくるということになると思うが、農家基本台帳を今年貰って行って、間違いがなければ判子を貰う。非常に理解が良く改新もスムーズにいったと思うのだが、この場合も前年の選挙人名簿もデータとして出ますか。

事務局

前年の選挙人名簿を参考に配るということですね。

安藤会長

渡してあなたのところ祖父が生きていますか。亡くなっていたら赤で消してくださいとしたい。

事務局

去年出していただいた方については、コピーを取るだけなのでそれは出来ると思います。

安藤会長

それを持って行って去年はこういう風だった。今年はと言って判子を押ししてくれると非常にいいなど。最後まで全部手書きで書いてもらわなければいけないと非常に難儀です。

事務局

去年のに訂正がなければそのまま押してもらうように、家族の世帯員から全部載った形のを渡して判子を押してもらうというのは難しいです。

安藤会長

未成年の人と60日未満の人は自動的におちてくると思う。

事務局

家族の方まで系統的に載ってこない。

安藤会長

雛形があると説明もし易い。

事務局

去年の出していただいたもののコピーを参考につけることは難しくないが、今年の申請書に全て家族から全部書くというのは難しいです。

安藤会長

農家基本台帳の中で60日と成人でない人を自動的におちるとかなんでもかんでもできると思っていたが駄目だね。去年のやつはこれですよ。今年のやつは変更がなければ判子を押してもらいたい。ところが、これは何も無い白紙がいく。

事務局

世帯主の方の名前は出ます。家族の方はでないです。

安藤会長

できるだけ農業委員の負担を少しでも和らげるような方向で事務局で用意していただけるとありがたい。

事務局

公職選挙法に基づく選挙になりますので、農業委員もよろしくお願ひしたいと思ひます。たしかに出るといいんですけど、その人が選挙権があるかどうかという確認ですので、責任を持って書いていただくのがよろしいのかと。

安藤会長

申請が大前提なので生皮の方法をやるなど。公職選挙法にのっとるかたちではあまりやりすぎても具合が悪いところがありますので、最終的には農業委員の皆様方に手間隙をかけていただかなければならんと思ひておりますので、事務局の方で台帳作りに関して準備が出来次第手元にお持ちするという事によろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは農業委員の選挙人名簿に関するご説明を終わりたいと思ひます。大変ありがとうございました。

以上で、本日の農業委員会総会の全ての日程を終えましたので、終了とさせていただきます。

【その他】

事務局からの事務連絡等は以下のとおり

(1) 次回の会議について、以下のとおり案内。

日時：平成25年12月19日(木) 午前9時30分開始

場所：役場2階 会議室1

資料：12月5日頃郵送予定。

(2) その他の配布資料について

①農業委員手帳

来年度の農業委員手帳が届きましたので、本日配布しました。開いた頁が身分証明書となっています。農業委員会の

印は押してありますので、住所・氏名等記入してください。

- ②「あなたも農業委員になりませんか」（チラシ）について
来年は、農業委員の改選時期になります。愛知県農業会議
からチラシの配布がありましたので、参考に配布します。
地区で必要がある場合は、コピーならお渡しできますので
後ほど申し出てください。

- (3) 個人情報を含む資料については、事務局でシュレッダー処
理して廃棄する旨案内。

(9時50分終了)

8. 農地転用件数

10月農地転用件数					農地転用累計			
農地法適用条項		件数	面積㎡	地区	農地法適用条項		件数	面積㎡
3条	許可	1	69.00	青山	3条	許可	2	224.00
		0	0.00	豊場				
	届出	0	0.00	青山		届出	11	7,995.00
		0	0.00	豊場				
4条	許可	0	0.00	青山	4条	許可	0	0.00
		0	0.00	豊場				
	届出	1	429.00	青山		届出	9	3,331.00
		1	774.00	豊場				
5条	許可	0	0.00	青山	5条	許可	1	327.00
		0	0.00	豊場				
	届出	2	990.00	青山		届出	39	15,054.84
		3	3,584.00	豊場				

※ 累計については平成25年1月～平成25年12月(再申請分を含む)

議事録署名人 (会長及び出席委員2名)

※ この議事録は概要版です。正式な議事録は、建設課土木・農政係の窓口で縦覧することができます。